

新旧対照表

○神奈川県看護師等修学資金貸付条例施行規則

新	旧
<p>(貸付けの申請)</p> <p>第2条 神奈川県看護師等修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、修学資金貸付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる修学資金の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。</p>	<p>(貸付けの申請)</p> <p>第2条 神奈川県看護師等修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、修学資金貸付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる修学資金の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。</p>
<p>(1) 一般修学資金又は保健師修学資金 次に掲げる書類</p> <p>ア 条例第2条第1項第1号アに規定する養成施設（以下「養成施設」という。）の長（以下「養成施設長」という。）の推薦状（第2号様式）</p> <p>イ 申請者の住民票の写し</p>	<p>(1) 一般修学資金 次に掲げる書類</p> <p>ア 条例第2条第1項第1号アに規定する養成施設（以下「養成施設」という。）の長（以下「養成施設長」という。）の推薦状（第2号様式）</p> <p>イ 申請者の住民票の写し</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>(返還の方法)</p> <p>第8条 修学資金の貸付けを受けた者は、養成施設を卒業し、<u>若しくはその課程を修了し</u>、退学し、退学させられ又は修学資金の貸付けを廃止された日の属する月の翌月から起算して、貸付けを受けた期間に相当する期間内（前条の規定により貸付けを受けなかつた期間を除き、返還を猶予された期間があるときは、この期間を加えた期間内）に、貸付けを受けた修学資金の均等額を月賦、4分の1年賦又は半年賦のいずれかの方法で返還しなければならない。ただし、いつでも繰上償還をすることができる。</p>	<p>(返還の方法)</p> <p>第8条 修学資金の貸付けを受けた者は、養成施設を卒業し、退学し、退学させられ又は修学資金の貸付けを廃止された日の属する月の翌月から起算して、貸付けを受けた期間に相当する期間内（前条の規定により貸付けを受けなかつた期間を除き、返還を猶予された期間があるときは、この期間を加えた期間内）に、貸付けを受けた修学資金の均等額を月賦、4分の1年賦又は半年賦のいずれかの方法で返還しなければならない。ただし、いつでも繰上償還をすることができる。</p>
<p>(特定施設等)</p> <p>第13条 (略)</p>	<p>(特定施設等)</p> <p>第13条 (略)</p>
<p>2 条例第9条第2号に規定する町村は、地域保健法（昭和22年法律第101号）<u>第24条第2項第1号</u>に定める特定町村（保健師の業務に従事したときに限る。）とする。</p>	<p>2 条例第9条第2号に規定する町村は、地域保健法（昭和22年法律第101号）<u>第21条第2項第1号</u>に定める特定町村（保健師の業務に従事したときに限る。）とする。</p>
<p>3 条例第9条第2号ただし書に規定する知事が指定する施設は、<u>第1項第11号</u>に掲げる施設とする。</p>	<p>3 条例第9条第2号ただし書に規定する知事が指定する施設は、<u>第1項第10号</u>に掲げる施設とする。</p>
<p>4 条例第9条第2号ただし書に規定する知事が定める施設は、<u>第1項第1号</u>から<u>第10号</u>までに掲げる施設とする。</p>	<p>4 条例第9条第2号ただし書に規定する知事が定める施設は、<u>第1項第1号</u>から<u>第9号</u>までに掲げる施設とする。</p>

新	旧
<p>(債務の裁量免除の額)</p> <p>第14条 条例第10条第1号に該当する場合の免除することができる債務の額は、次の算式により計算して得た額とする。</p> $\text{返済すべき額} \times \frac{\text{業務に従事した期間}}{\text{貸付けを受けた期間} \times \frac{5}{2}}$ <p>2 保健師修学資金の貸付けを受けた者が条例第10条第1号に該当する場合の免除することができる債務の額は、前項の規定にかかわらず、その者の業務に従事した期間を次の各号に掲げる期間に区分して当該各号に定めるところにより計算して得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 県内の地方公共団体における保健師の業務に従事した期間</p> $\text{返済すべき額} \times \frac{\text{当該業務に従事した期間}}{\text{貸付けを受けた期間} \times \frac{5}{2}}$ <p>(2) 前号に掲げる業務以外の業務に従事した期間 (条例第4条第1項第1号の表中の区分に応じた金額(月額) × 貸付けを受けた期間) × $\frac{\text{当該業務に従事した期間}}{\text{貸付けを受けた期間} \times \frac{5}{2}}$</p> <p>3 条例第10条第2号に該当する場合の免除することができる債務の額は、その者の業務に従事した期間を次の各号に掲げる期間に区分して当該各号に定めるところにより計算して得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 県内の地方公共団体における保健師の業務に従事した期間 ((条例第4条第1項第3号に定める保健師修学資金の月額 - 条例第4条第1項第1号の表中の区分に応じた金額(月額)) × 貸付けを受けた期間) × $\frac{\text{当該業務に従事した期間}}{\text{貸付けを受けた期間} \times \frac{5}{2}}$</p> <p>(2) 前号に掲げる業務以外の業務に従事した期間 条例第4条第1項第1号の表中の区分に応じた金額(月額) × 貸付け</p>	<p>(債務の裁量免除の額)</p> <p>第14条 条例第10条第1号に該当する場合の免除することができる債務の額は、次の算式により計算して得た額とする。<u>この場合において、貸付けを受けた期間が24月に満たないときは24月とし、返済すべき額に乗ずる数値が1を超えるときは1とする。</u></p> $\text{返済すべき額} \times \frac{\text{業務に従事した期間}}{\text{貸付けを受けた期間} \times \frac{5}{2}}$ <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

新	旧
<p>を受けた期間</p> <p>4 前3項の場合において、貸付けを受けた期間が24月に満たないときは24月とし、返還すべき額、<u>(条例第4条第1項第1号の表中の区分に応じた金額(月額)×貸付けを受けた期間)</u>又は<u>(条例第4条第1項第3号に定める保健師修学資金の月額—条例第4条第1項第1号の表中の区分に応じた金額(月額))×貸付けを受けた期間)</u>に乘ずる数値が1を超えるときは1とする。</p> <p>5 条例第10条第3号に該当する場合の免除することができる債務の額は、返還できないと認める額とする。</p>	<p>(新規)</p> <p>2 条例第10条第2号に該当する場合の免除することができる債務の額は、返還できないと認める額とする。</p>